

## 2022年度 個人研究実績・成果報告書

2023年 4月 22日

所属	会計ファイナンス 研究科	職名	教授	氏名	望月 千春
研究課題	令和4年税制改正で新設される加算税の加重措置に関する考察				
研究キーワード	加算税	当年度計画に対する 達成度	4.当初の計画どおり研究が進まなかった		
関連する SDGs項目	16. 平和と公正をすべての人に	10. 人や国の不平等をなくそう	該当なし	該当なし	
<p>1. 研究成果の概要</p> <p>公布された条文の規定ぶりから、解釈上様々な問題が生ずることが想定されることが明らかになり、研究の目的を達成することの重要性が確認されたものの、税制調査会の納税環境設備の部会での議論や国会での審議についての公開情報が乏しく、立法に至る経緯の調査が難航した。また、当初、規定の文言の解釈について過去の裁判例等を参考に検討を進めることも予定していたが、同様なし類似の文言を用いた税法の条文が存在せず、過去の裁判例等からの検討も難しくなった。しかしながら、昨年10月に国税庁から質疑応答(Q&amp;A)という形で合計12頁に亘って適用される20事例が公表された。未だ新設された本条文の解釈に関して法令解釈通達の変更・追加はないが、上記質疑応答の公表により、一応の解釈が示されたと言える。ただし、なぜそのような運用になるのか、という点については、そもそも「記帳水準の向上」の実効性担保のために罰則を設けるといふ行政側の政策的意図から新設された条項であるが故に行政側に都合が良い解釈に基づいているという印象を抱かざるを得ない。6年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用することが予定されており、実際に課税庁による処分が行われ、当該処分の取消しを求めて訴訟あるいは不服申立てが提起されるのは数年先となることから、現時点において事例研究の方法を採ることは出来ないため、結局、当初の計画どおり研究が進まなかったが、引き続き上記20事例の批判的考察を進めながら、事例の蓄積を待つこととしたい。</p> <p>2. 著書・論文・学会発表等（査読の有無及び海外研究機関等の研究者との国際共著論文がある場合は必ず記載）</p> <p>【論文（査読あり）】</p> <p>【著書・論文（査読なし）】</p> <p>【学会発表等】</p> <p>3. 主な経費</p> <p>4. その他の特筆すべき事項（表彰、研究資金の受入状況等）</p> <p style="text-align: right;">(本文は2ページ以内にまとめること)</p>					